

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし。

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①建物・構築物・機械及び装置・車両運搬具・器具及び備品

平成19年3月31日以前に取得したのものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

②ソフトウェア

残存価額をゼロとする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

①賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

②退職給付引当金

横浜市社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

(3) 消費税の会計処理

税込方式によっている。

(4) 社会福祉法人会計基準移行前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし。

4. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 横浜市社会福祉協議会退職共済制度

横浜市社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する計算書類は以下の通りになっている。

(1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）

(2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）

当法人では、公益事業及び収益事業を実施していないため作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 本部拠点（社会福祉事業）

「法人本部」

イ 白百合乳児保育園拠点（社会福祉事業）

「白百合乳児保育園」

ウ 上末吉白百合保育園拠点（社会福祉事業）

「上末吉白百合保育園」

エ 丸山台保育園拠点（社会福祉事業）

「丸山台保育園」

オ 第二白百合乳児保育園拠点（社会福祉事業）

「第二白百合乳児保育園」

カ 西川島保育園拠点（社会福祉事業）

「西川島保育園」

6. 基本財産の増減の内容および金額

基本財産の増減の内容および金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	137,752,236			137,752,236
建物	272,014,024		10,449,992	261,564,032
定期預金	1,000,000			1,000,000
有価証券	0			0
合 計	410,766,260	0	10,449,992	400,316,268

7. 基本金または固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産) 円

建物(基本財産) 円

0 円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(一年以内返済予定額を含む) 円

0 円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	423,319,105	161,755,073	261,564,032

建物	180,429,942	127,993,849	52,436,093
構築物	57,385,417	45,600,544	11,784,873
機械及び装置	11,575,300	9,195,603	2,379,697
車両運搬具	117,000	19,500	97,500
器具及び備品	74,812,499	66,954,011	7,858,488
ソフトウェア	8,989,263	3,451,255	5,538,008
合 計	756,628,526	414,969,835	341,658,691

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	88,719,591	0	88,719,591
			0
			0
			0
合 計	88,719,591	0	88,719,591

11. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

13. 重要な偶発債務

該当なし。

14. 重要な後発事象

該当なし。

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を

明らかにするために必要な事項

(1) 賞与引当金の計上

社会福祉法人会計基準に適切に準拠するため、今年度より賞与引当金を計上した。

賞与引当金繰入による費用計上の結果、事業活動計算書の当期活動増減差額が25,250,000円減少している。

計算書類に対する注記

本部拠点区分

1. 重要な会計方針

(1) 消費税の会計処理

税込方式によっている。

(2) 社会福祉法人会計基準移行前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 横浜市社会福祉協議会退職共済制度

横浜市社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 本部拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))と拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000

合 計	1,000,000	0	0	1,000,000
-----	-----------	---	---	-----------

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし。

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の	債権の当期末残高
		当期末残高	
	0	0	0
合 計	0	0	0

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記

白百合乳児保育園拠点区分

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①建物・構築物・機械及び装置・車両運搬具・器具及び備品

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

②ソフトウェア

残存価額をゼロとする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

①賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

②退職給付引当金

横浜市社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

(3) 消費税の会計処理

税込方式によっている。

(4) 社会福祉法人会計基準移行前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 横浜市社会福祉協議会退職共済制度

横浜市社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 白百合乳児保育園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))と拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建 物	68,393,306	0	3,807,449	64,585,857
合 計	68,393,306	0	3,807,449	64,585,857

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	136,575,130	71,989,273	64,585,857
建物	59,482,174	33,609,528	25,872,646

構築物	16,945,709	9,754,735	7,190,974
器具及び備品	33,543,322	32,033,760	1,509,562
ソフトウェア	1,508,241	402,197	1,106,044
合 計	248,054,576	147,789,493	100,265,083

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の	債権の当期末残高
		当期末残高	
事業未収金	19,856,484	0	19,856,484
合 計	19,856,484	0	19,856,484

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 賞与引当金の計上

社会福祉法人会計基準に適切に準拠するため、今年度より賞与引当金を計上した。

賞与引当金繰入による費用計上の結果、事業活動計算書の当期活動増減差額が6,250,000円減少している。

計算書類に対する注記

上末吉白百合保育園拠点区分

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①建物・構築物・機械及び装置・車両運搬具・器具及び備品

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

②ソフトウェア

残存価額をゼロとする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

①賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

②退職給付引当金

横浜市社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

(3) 消費税の会計処理

税込方式によっている。

(4) 社会福祉法人会計基準移行前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 横浜市社会福祉協議会退職共済制度

横浜市社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 上末吉白百合保育園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))と拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建 物	105,718,387	0	3,029,212	102,689,175
合 計	105,718,387	0	3,029,212	102,689,175

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	152,990,507	50,301,332	102,689,175
建物	42,826,350	42,743,019	83,331

構築物	26,180,393	24,372,003	1,808,390
機械及び装置	1,966,776	1,659,933	306,843
器具及び備品	17,367,326	16,696,399	670,927
ソフトウェア	1,621,641	432,437	1,189,204
合 計	242,952,993	136,205,123	106,747,870

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の	債権の当期末残高
		当期末残高	
事業未収金	16,400,905	0	16,400,905
合 計	16,400,905	0	16,400,905

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 賞与引当金の計上

社会福祉法人会計基準に適切に準拠するため、今年度より賞与引当金を計上した。

賞与引当金繰入による費用計上の結果、事業活動計算書の当期活動増減差額が4,000,000円減少している。

計算書類に対する注記

丸山台保育園拠点区分

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①建物・構築物・機械及び装置・車両運搬具・器具及び備品

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

②ソフトウェア

残存価額をゼロとする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

①賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

②退職給付引当金

横浜市社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

(3) 消費税の会計処理

税込方式によっている。

(4) 社会福祉法人会計基準移行前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 横浜市社会福祉協議会退職共済制度

横浜市社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 丸山台保育園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))と拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建 物	7,489,841	0	417,595	7,072,246
合 計	7,489,841	0	417,595	7,072,246

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	12,888,750	5,816,504	7,072,246
建物	26,147,662	15,176,131	10,971,531

機械及び装置	4,378,474	3,653,838	724,636
器具及び備品	8,758,573	7,604,634	1,153,939
ソフトウェア	1,088,640	290,304	798,336
合 計	53,262,099	32,541,411	20,720,688

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の	債権の当期末残高
		当期末残高	
事業未収金	18,492,335	0	18,492,335
合 計	18,492,335	0	18,492,335

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 賞与引当金の計上

社会福祉法人会計基準に適切に準拠するため、今年度より賞与引当金を計上した。

賞与引当金繰入による費用計上の結果、事業活動計算書の当期活動増減差額が6,000,000円減少している。

計算書類に対する注記

第二白百合乳児保育園拠点区分

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①建物・構築物・機械及び装置・車両運搬具・器具及び備品

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

②ソフトウェア

残存価額をゼロとする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

①賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

②退職給付引当金

横浜市社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

(3) 消費税の会計処理

税込方式によっている。

(4) 社会福祉法人会計基準移行前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 横浜市社会福祉協議会退職共済制度

横浜市社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 第二 白百合乳児保育園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))と拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建 物	89,296,396	0	2,634,330	86,662,066
合 計	89,296,396	0	2,634,330	86,662,066

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	117,503,000	30,840,934	86,662,066
建物	46,058,356	34,744,285	11,314,071

構築物	13,857,165	11,272,731	2,584,434
機械及び装置	5,230,050	3,881,832	1,348,218
車両運搬具	117,000	19,500	97,500
器具及び備品	11,796,591	9,462,605	2,333,986
ソフトウェア	3,598,941	2,013,837	1,585,104
合 計	198,161,103	92,235,724	105,925,379

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の	債権の当期末残高
		当期末残高	
事業未収金	15,939,097	0	15,939,097
合 計	15,939,097	0	15,939,097

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 賞与引当金の計上

社会福祉法人会計基準に適切に準拠するため、今年度より賞与引当金を計上した。

賞与引当金繰入による費用計上の結果、事業活動計算書の当期活動増減差額が5,000,000円減少している。

計算書類に対する注記

西川島保育園拠点区分

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①建物・構築物・機械及び装置・車両運搬具・器具及び備品

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

②ソフトウェア

残存価額をゼロとする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

①賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

②退職給付引当金

横浜市社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

(3) 消費税の会計処理

税込方式によっている。

(4) 社会福祉法人会計基準移行前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 横浜市社会福祉協議会退職共済制度

横浜市社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 西川島保育園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))と拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建 物	1,116,094	0	561,406	554,688
合 計	1,116,094	0	561,406	554,688

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	3,361,718	2,807,030	554,688
建物	5,915,400	1,720,886	4,194,514

構築物	402,150	201,075	201,075
器具及び備品	3,346,687	1,156,613	2,190,074
ソフトウェア	1,171,800	312,480	859,320
合 計	14,197,755	6,198,084	7,999,671

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	17,030,770	0	17,030,770
合 計	17,030,770	0	17,030,770

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 賞与引当金の計上

社会福祉法人会計基準に適切に準拠するため、今年度より賞与引当金を計上した。

賞与引当金繰入による費用計上の結果、事業活動計算書の当期活動増減差額が4,000,000円減少している。